

「かりまる」有料化に伴う地域公共交通計画の改定等について

都市政策部 都市交通課

協議事項

「かりまる」路線再編及び有料化にあたって、運行経費から運賃収入を差し引いた欠損額（赤字相当分）や、車両購入費等は刈谷市が負担します。

これらの一部について、国土交通省補助金を活用することで、より持続可能な運行（交通ネットワークの確保・維持）をめざします。

つきましては、国土交通省補助金の活用のため、以下のことについて承認が必要となりますので、協議を行います。

■刈谷市都市交通協議会で協議（承認）が必要なもの

刈谷市地域公共交通計画（本体）【改定版】

…資料 3

刈谷市地域公共交通計画（別紙）

…資料 4

フィーダー補助、車両減価償却費等補助

…資料 4 に含む

刈谷市地域公共交通利便増進計画

…資料 5

国庫補助の申請

路線再編 & 有料化

市民の暮らしを支える、持続可能な「かりまる」へ

【活用する補助メニュー】

地域公共交通確保維持事業

- ・フィーダー補助 …… 条件を満たす場合、赤字バス路線経費の一部が補助される。
- ・車両減価償却費補助 …… 条件を満たす場合、車両の購入費等の一部が補助される。

1 刈谷市地域公共交通計画【改定版】及び【別紙】

(1) 補助金申請に際して、記載が必要な事項 (地域公共交通計画等の作成と運用の手引き (詳細編))

【計画 (本体) に位置づけが必要な事項】

- ① 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- ② 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ③ 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- ④ 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他定量的な目標・効果及びその評価手法

【計画別紙に記載する事項】

- ① 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - ② 補助系統の概要及び運送予定者
 - ③ 定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - ④ 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
 - ⑤ 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組 (幹線系統)
 - ⑥ 車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
 - ⑦ その他詳細な事項
- ※別紙には、補助系統等に関する詳細な事項を記載し、毎年度の認定申請の際に提出

(2) 計画の内容

資料 3、資料 4 のとおり

2 刈谷市地域公共交通利便増進実施計画

(1) 計画の概要

地域公共交通計画に基づき、地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃の改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業を実施するための計画である。

(2) 計画に記載が必要な事項

(地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(詳細編))

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 地域公共交通計画に地域公共交通利便増進に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑨ その他地域公共交通利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

【計画策定のねらい】

利便増進実施計画に位置づけることで、国庫補助金が増額される。
また、計画として実施内容を明確化することで、より事業の推進につながる。

(3) 計画の内容

資料5のとおり